



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和3年6月1日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、藤友工業株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部	建設産業第一課長	ひろせ	ゆういちろう	(内線6141)
	課長補佐	てらかど	まさのり	(内線6696)
		寺門	正則	

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、下記のとおり監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	藤友工業株式会社	国土交通大臣許可 (特-28) 第19354号	荒田 幸宜	東京都武蔵野市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和3年6月16日から令和3年6月18日までの3日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

北海道開発局管内（北海道）におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

藤友工業株式会社が一次下請として請け負った北海道二海郡八雲町におけるトンネル工事現場において、平成30年7月17日、トラクター・ショベルを用いて路盤整地作業を行っていたところ、作業員1名がひかれ死亡した。

この事故をうけ、運転中のトラクター・ショベルに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがあったにも関わらず、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、当該業者及び当該業者元社員1名が、令和2年12月11日、函館簡易裁判所より労働安全衛生法違反により略式命令（当該業者及び当該業者元社員1名にそれぞれ罰金20万円）を受けた。また、トラクター・ショベルを運転していた当該業者元社員が、安全確認不十分のまま漫然と後退した過失により、後方にいた作業員をひいて死亡させたとして、令和2年12月9日、八雲簡易裁判所より業務上過失致死罪の略式命令（罰金50万円）を受けた。上記略式命令による刑は確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。